

第8期介護保険事業計画における『自立支援・介護予防又は重度化防止に関する取組と目標』の報告

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）による改正後の介護保険法（平成9年法律第123号）において、市町村介護保険計画の必須記載事項として、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策及びその目標に関する事項を定めることとされました。

市町村は、これら取組と目標の達成状況に関する調査分析を行い、その評価結果を公表するように努めるとともに、都道府県知事に報告することとされました。

1. 取組と目標の達成状況に関する評価 別紙のとおり

2. 要介護認定率の変化（地域包括ケア「見える化」システムより）

単位 (%)	胎内市					新潟県平均					全国平均					全国平均との比較 (R3年度)
	H29	H30	R1	R2	R3	H29	H30	R1	R2	R3	H29	H30	R1	R2	R3	
要介護認定率	17.6	18.0	17.6	18.1	17.4	18.6	18.7	18.8	18.8	18.7	18.0	18.3	18.5	18.7	18.9	▲1.5

要介護認定率は、新潟県、全国のいずれと比較しても低値であり、この1年で胎内市の高齢化率は35.99%から36.36%に上昇したにも関わらず、要介護認定率は0.7%減少している。この要因として、要介護認定を受ける状態になる前の高齢者を対象とした介護予防事業の実施や地域で実施している「住民主体の通いの場」の効果が考えられる。

昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、多くの場所で活動休止や開催回数の減少が見られたが、ほぼ全ての地域で「住民主体の通いの場」が継続されており、効果を実感できたとの意見が圧倒的に多く聞かれている。また、いくつかの地域からは、自分たちの地域にも「通いの場」を立ち上げたいとの希望も聞かれ、立ち上げ支援を行っている。

今後も、「たいない健康度チェック表」を用いて高齢者の心身機能の低下を早期に発見し、健康相談や短期集中的に行う介護予防教室につながる等の取組を進めていくとともに、身近な地域で実施する「住民主体の通いの場」の活動拠点を更に増やしていくように取り組んでいく。